
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade / TAX

2025 年 6 月 23 日

輸入貨物に係る少額免税制度の見直しについて

弁護士 下尾 裕 / 弁護士 松本 拓 / 弁護士 澤田 駿

Contents

- I. はじめに
- II. 少額免税制度の概要
 - 1. 概要
 - 2. 手続き面でのメリット
- III. 少額免税制度の見直しの動き
 - 1. 海外の事例
 - 2. 日本
- IV. 少額免税制度の改正の方向性
 - 1. 消費税
 - 2. 関税
- V. おわりに

I. はじめに

内閣府税制調査会(以下「税調」という。)経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合(以下「専門家会合」という。)¹においては、現在、輸入貨物に関する消費税の少額免税制度(デミニミス(de minimis))の見直しについて議論がなされており、2025 年 5 月 14 日には、財務省関税・外国為替等審議会関税分科会(以下「関税分科会」という。)において「消費税に係る少額免税制度の見直しに向けての動き」²と題して、現在の議論の状況が紹介されて

¹ <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/digital-noukan/index.html>

² 関税分科会「少額貨物の輸入状況等について」資料 4-1(財務省、2025 年 5 月 14 日)
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20250514/kana20250514siryo4-1.pdf

いる。また、関税分科会においては「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」が設置され、消費税のみならず、関税に係る少額免税制度の改正を視野に入れた議論も始まっている。

輸入貨物に関する消費税及び関税の少額免税制度の見直しは、輸入申告業務との関わりが深い通関業者やインテグレーター、さらには税負担分の価格転嫁という点で越境 EC による販売事業者の事業に大きな影響を及ぼし得るものである。

本稿では、消費税及び関税の少額免税制度について、現在の制度概要や見直しに係る議論、さらには改正によって想定される影響について解説する。

II. 少額免税制度の概要

1. 概要

輸入貨物に関する少額免税制度とは、課税価額が一定金額以下である外国貨物について消費税及び関税を免除する制度である(以下においては、特に断らない限り、消費税および関税両方が免税される制度として「少額免税制度」という用語を用いる。)

すなわち、外国から貨物を輸入する際には消費税と関税が課されるが(消費税法 4 条 2 項、関税法 3 条)、課税価格の合計額が 1 万円以下の物品は原則として関税が免除される(関税定率法 14 条 18 号)。また、関税が免除される結果として、消費税も免税される仕組みとなっている(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 13 条 1 項 1 号)。また、輸入される貨物が輸入者等の個人的な使用に供される場合、課税価格は「海外小売価格×0.6」によって算出されるため(関税定率法 4 条の 6 第 2 項、関税定率法基本通達 4 の 6-2)、この場合、実質的には海外小売価格が 16,666 円以下の物品について関税および消費税が免除されることになる。

少額免税制度は、輸入貨物における関税と消費税の免税範囲を統一することで、納税者の事務負担および税関の円滑処理を同時に実現しようとするものである。

2. 手続き面でのメリット

少額免税制度の適用のある貨物は、一般輸入貨物に比べて簡易な手続で輸入することができる少額貨物簡易通関扱いを利用することができるほか(関税法基本通達 67-4-1~67-4-3)、特定の場合には税表番号(関税分類における HS 番号および関税率表上の細分番号。以下「税番」という。)の申告さえ不要なマニフェスト等による輸入申告手続を利用することも可能(関税法基本通達 67-4-6、67-4-7)であり、迅速な通関処理を可能にする制度が整えられている。

III. 少額免税制度の見直しの動き

1. 海外の事例

輸入貨物に関する少額免税制度とは、課税価額が一定金額以下である外国貨物について消費税及び関税を免除する制米国トランプ政権が、2025 年 4 月 2 日に中国からの輸入につき少額免税制度の停止を発表(施行は同年 5 月 2 日より)したことは記憶に新しい³。ただ、世界的にみても、少額免税制度はかねてより廃止の傾向にあり、たとえば EU では

³ 米国ホワイトハウス HP

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/04/further-amendment-to-duties-addressing-the-synthetic-opioid->

2021 年、豪州では 2018 年に廃止されていることが税調の資料でも紹介されている^{4 5}。

2. 日本

日本における少額免税制度の見直しは今回が初めてではなく、確認できる限り、2006 年 6 月には財務省の関税法研究会で見直しについて言及されている⁶。また、2009 年には CAPEC Japan が関税政策を所管する財務省関税局に対し、免税額の引き上げを要望する⁷など、古くから議論されており、昨年 11 月からも、税調の第 1 回専門家会合において見直しが議論されていた⁸。

IV. 少額免税制度の改正の方向性

1. 消費税

消費税の少額免税制度見直しにつき、税調では EU と豪州の少額輸入貨物に対する付加価値税等の課税方法を紹介している。EU では少額貨物に対する VAT(Value Added Tax)の納税義務を税務当局に登録を行った EC 事業者・プラットフォーム事業者に課しており、登録を受けていない場合には従来通り消費者にその納税義務を課すことにしている。一方、豪州では、一定規模以上の事業者に対し、税務当局への登録義務を課した上で少額貨物に対する GST(Goods and Services Tax)免税を廃止するも、売上が基準に満たない事業者については引き続き少額免税を適用する制度設計となっている(図 1)。

今回の消費税の少額免税制度の見直しに係る議論においては、この EU 方式と豪州方式のいずれを志向すべきか、という観点からメリットと課題の整理がなされている(図 2)。

[supply-chain-in-the-peoples-republic-of-china-as-applied-to-low-value-imports/](#)

4 第 2 回専門家会合「財務省説明資料〔国境を越えた EC 取引に係る適正な課税に向けた課題〕」デ 2-3(内閣府、2025 年 5 月 13 日)

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/7digital-noukan2kai3.pdf> 13 頁

5 EU や豪州の少額免税制度の廃止の経緯については、下記文献にも詳しい。

澤田駿「国際調査の現場から―少額免税制度をめぐる国際的動向―」貿易と関税 2019 年 3 月号(2019 年)40 頁

6 財務省「関税法研究会とりまとめ」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/kanzeihou/houdou/torimatome180623/torimatome180623_a.pdf

7 財務省「第 4 回国際航空物流と税関行政に関する懇談会 議事要旨」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9927589/www.mof.go.jp/about_mof/councils/aviation_distribution/proceedings/outline/ka210416.htm

8 <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/digital-noukan/2024/index.html>

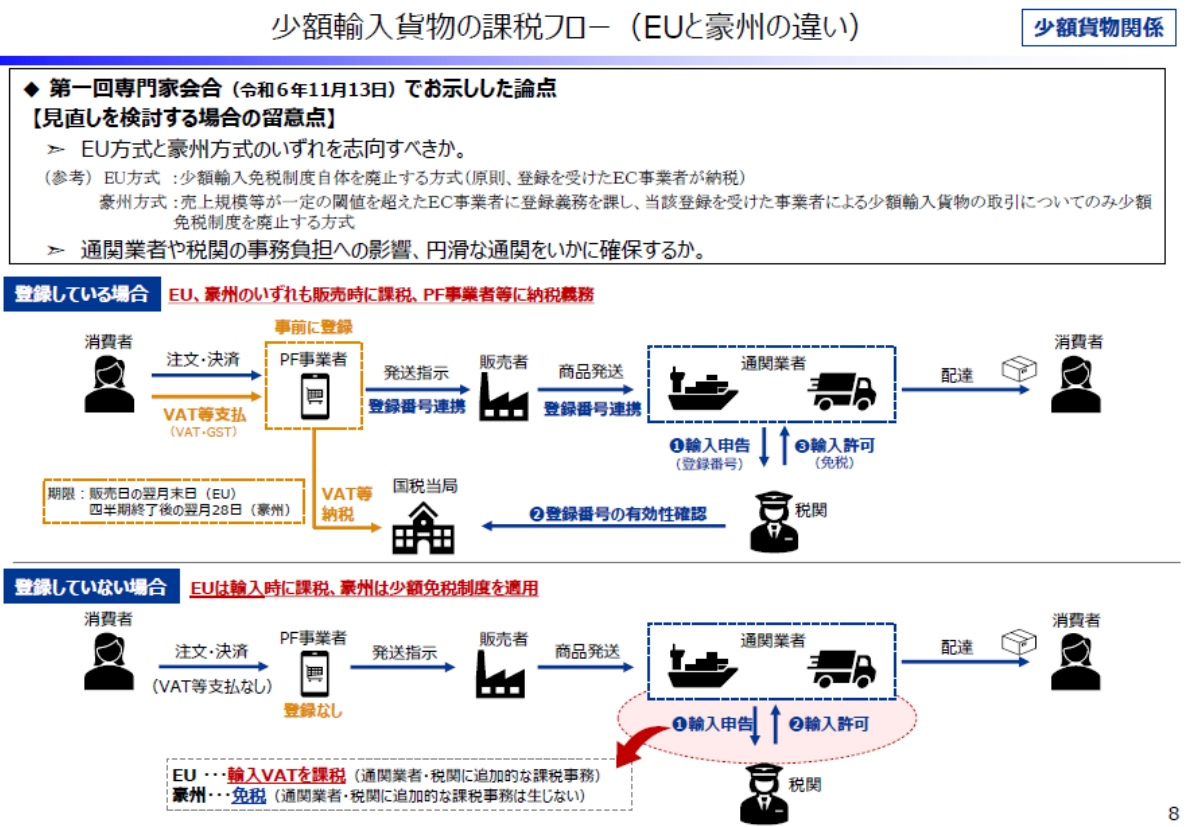
(図 1)

EU方式と豪州方式とのメリットと課題について		少額貨物関係
○ EU方式と豪州方式の違いとしては、 ・ 税務当局への登録が任意であるか、一定規模以上の事業者に対する義務であるか、 ・ 登録のない事業者の少額貨物について、輸入時に課税するかどうか、 の2つが挙げられる。これらについて、それぞれのメリットと課題を整理すると次のとおり。 (参考) 主な国の課税方式 EU方式 … EU加盟国、ノルウェー 豪州方式 … 豪州、NZ、英国、シンガポール、スイス		
		登録義務の有無
EU方式（任意）		○ 輸入時課税と組み合わせることで、円滑な通関確保のために登録を行うインセンティブが生じる。※ ○ 適正な申告を行わない者の登録を取り消すことができるため、輸入時課税との組み合わせにより適正な課税の確保が期待される。 ● 規模の大まかい事業者やプラットフォーム事業者であっても、登録が行われない可能性。 ※ EUにおいては、特定の国で登録することで、すべての加盟国分の申告をワンストップで行うことが可能。そうした点での登録のインセンティブも存在。
豪州方式（義務）		○ 一定規模以上の者を対象とすることで、小規模事業者や徴税コストへの配慮となる。 ○ 一定規模以上の事業者に対して、一律に登録を求めることとなるため、公平性・中立性に資する。 ● 登録義務の閾値次第では、登録事業者の取引との公平性・中立性が阻害される可能性。 ● 納税義務を履行しない国外事業者等に対して、登録の取消権を行使できない。
		輸入時課税の有無
EU方式（あり）		○ 登録がない場合にも課税されるため、取引間の公平性・中立性が確保される。 ● 通関業者・税関の現場に相当の負荷を生じさせ、円滑な通関が確保できない可能性。 ● 登録が任意で、事業者の登録の有無も公表されていないため、販売時に課税されるのか、輸入時に課税されるのか、消費者にとって不透明。 ● 少額免税制度を完全に廃止しているため、登録番号の連携エラーによる二重課税（販売時・輸入時双方で課税）が豪州方式よりも生じやすい。
豪州方式（ない）		○ 少額貨物を輸入時に課税するという追加的な負担は生じないため、引き続き円滑な通関が確保される可能性。 ○ 販売時課税のみとなるため、消費者の予見可能性に資する。 ○ 二重課税が基本的には生じない。 ● 登録義務を履行しない国外事業者等について、いかに納税を確保するかという執行上の課題がある。

9

出典：第2回専門家会合「財務省説明資料〔国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題〕」
デ2-3(内閣府、2025年5月13日)8頁

(図 2)



8

出典：同上 9頁

現状の税調の議論においては、消費税に係る少額免税制度の廃止について直接は言及されていないが、上記検討に加え、特に越境 EC の場面における(消費税を支払っている)国内事業者とのイコールフットリング(競争法上の不均衡を踏まえた統一的な取扱い)を考えるべき⁹と議論されていることからすれば、少額免税制度の廃止を視野に入れて検討がなされているものと理解される。

また、上記見直しの議論において、EU 方式は税関の「既存の体制では対応困難」としていること¹⁰、及び、2025 年 6 月 11 日に開催された第 3 回専門家会合資料によれば、第 2 回専門家会合において参加者からも豪州方式を志向する意見が出ていた模様である¹¹ことを踏まえると、豪州方式(一定規模以上の事業者に対し、税務当局への登録義務を課した上で少額貨物に対する少額免税を廃止するも、売上が基準に満たない事業者については引き続き少額免税を適用する制度)をベースとして、消費税に係る少額免税制度の見直しがなされる可能性がある。

2. 関税

他方で、税調や財務省の資料において、関税の少額免税制度見直しについては一切言及されておらず、関税については少額免税制度を維持するのか廃止するのか、現段階で方向性は明確になっていない。

仮に関税についても少額免税制度を廃止するとなれば、少額貨物簡易通関扱いやマニフェスト通関を利用できなくなる結果として、輸入者または代理する通関業者等は、輸入するすべての貨物について、該当する税番を検討・申告することが必要になり、その結果、場合によっては関税の納税、という著しい事務負担を強いられることとなり、また、これに応じた税関の徴税事務が生じることで、迅速な通関が阻害されることは想像に難くない。

他方で、本来の関税の機能は国内産業の保護にあり、品目ごとに税率が別個に設定されていることからすれば、国内事業者とのイコールフットリングという観点からは望ましいとさえ考えられる。加えて、近時税関は情報を活用した不正輸入の取締りに力を入れていることからすれば、従前よりも少額貨物の情報をより精緻に入手することができるようになって、不正輸入対策の一助となる側面もあろう¹²。

2025 年 5 月 14 日の関税分科会において設置された「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」の第 1 回会合では、少額免税制度のほか、課税価格決定の特例、簡易税率、マニフェスト申告、予備審査制など、少額輸入貨物にまつわる制度および水際取締り上の課題について幅広く、かつ、詳細に紹介されている¹³。これらの議論を踏まえると、関税については少額免税制度の見直し、周辺の制度設計にまで及び可能性もあり、今後どのように議論が展開されていくか、よくよく注視する必要がある。

9 第 1 回専門家会合 庄司委員発言

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/6digital-noukan1kaigiji.pdf>

10 第 2 回専門家会合「財務省説明資料[少額輸入貨物に係る現状と税関の対応]」デ 2-5(内閣府、2025 年 5 月 13 日)

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/7digital-noukan2kai5.pdf> 4 頁

11 第 3 回専門家会合「財務省説明資料[国境を越えた EC 取引に係る適正な課税に向けた課題]」デ 3-1(内閣府、2025 年 6 月 11 日)

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/7digital-noukan3kai1.pdf> 4 頁

12 「スマート税関の実現に向けたアクションプラン 2022」(財務省関税局、2022 年 11 月 28 日)

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/smart/actionplan.pdf> 6 頁

13 第 1 回急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ「(資料)急増する少額輸入貨物の現状と課題」(財務省、2025 年 6 月 12 日)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/syogakuyunyuwg/syogakuyunyuwg_gijihaihu/20250612/shiryo1.pdf

V. おわりに

少額免税制度による輸入件数は 1 億 6,966 万件、輸入金額は 4,528 億円にも上る¹⁴。そのため、消費税の少額免税制度が廃止されるとなれば、単純計算で 450 億円もの¹⁵ 税収増が見込まれ、国内事業者とのイコールフットINGの観点からも官民間わす影響は大きい。これに加えて、関税についても見直しが行われるとなれば、既存の通関実務では対応できなくなる可能性が高く、特に冒頭で触れた通関業者、インテグレーターおよび越境 EC による販売事業者においては、改正を見据えて現時点から対応を検討する必要があるであろう。

今後の専門家会合及び「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」の会合において、より詳細に見直しの方向性が明らかになると思われ、弊所では随時アップデートを配信していく予定である。

以上

¹⁴ 前掲注 42 頁

¹⁵ もっとも、先述した課税価格の特例や、税額 100 円未満は切り捨てる輸入消費税の計算方法等が存在するため、実際の徴税金額は 450 億円より少なくなるものと想定される。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 下尾 裕 (yutaka.shimoo@amt-law.com)
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 澤田 駿 (shun.sawada@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。